

令和5年度 深谷市高齢者詐欺被害未然防止事業

振り込め詐欺

還付金詐欺

悪質商法

など

迷惑電話から高齢者を守る!!

電話を使い、高齢者を狙った特殊詐欺(振り込め詐欺や還付金詐欺など)や消費者被害を未然に防ぎ、高齢者世帯の大切な財産を守るため

詐欺被害防止機能付き電話機を無償で貸与します!!



対象者

- ①65歳以上の高齢者のみの世帯
- ②日中において、65歳以上の高齢者のみとなる世帯

受付開始

令和5年8月より受付開始(予定数に達し次第終了)

貸与数

詐欺被害防止機能付き電話機(子機1台付) 200台

貸与期間

対象者要件にあてはまる限り、無期限で貸与します

その他

- 貸与する電話機は、特殊詐欺などによる被害を未然に防ぐために、かかってきた電話の相手に警告メッセージを流すとともに、自動的に会話の内容を録音するものです。
- 被害を防止するため、録音データの提供を求めることがあります。
- 後日、アンケート調査にご協力いただく場合があります。

被害にあわない最も有効な対策は「**犯人と話をしないこと**」です

詐欺被害防止機能付き電話機とは

特殊詐欺(振り込め詐欺や還付金詐欺など)や悪質商法の犯人は、犯行の形跡を残すことを、とても嫌います。そこで、電話の着信時に「通話内容を録音する」旨の警告メッセージを流すことで、こうした犯行を未然に防ぐ効果に期待ができます。



被害にあわない最も有効な対策は「犯人と話をしないこと」です

詐欺被害防止機能付き電話機(子機1台付)

主な機能

警告メッセージ発信
着信中は呼出音と注意喚起のアナウンスを交互に繰り返します

自動録音
通話を1件録音します(最大約10分)

あんしん応答
相手の声を確認してから電話に出ることができます

ナンバーディスプレイ対応
(別途契約が必要)



【機器と設置に関して】

- 設置方法は通常の電話機と同様です。
- 電話回線およびコンセントが必要です。
- 貸与する電話機の使用による電気料金、通話料金、電気通信事業者が提供するサービスに係る費用は貸与者の負担となります。
- 貸与する電話機の設置および撤去は、貸与者ご自身で行っていただきます。(サポートが必要な方は別途ご相談ください)
- 貸与期間内において、ご自身の過失で機器が故障した場合、修理費用をご負担いただく場合があります。
- 貸与する電話機を勝手に譲渡、転貸するなどの行為は禁止です。

申請から貸与までの流れ

※申請いただくことで機器の貸与を確約するものではありません。

<p>1 お申込</p> <p>ご希望のかたは、申請書に必要事項をご記入の上、自治振興課へ提出してください。 ※1</p>	<p>2 審査</p> <p>申請後、自治振興課にて申請内容の確認および審査を行います。</p>	<p>3 決定通知書の交付</p> <p>電話機貸与の可否を「貸与(不貸与)決定通知書」でお知らせします。 ※2</p>	<p>4 電話機の貸与</p> <p>貸与決定を受けたかたは、「電話機」をお渡ししますので、自治振興課までお越しください。</p>	<p>5 電話機の設置</p> <p>電話機の設置と撤去は、ご自身で行っていただきます。(サポートが必要なかたは自治振興課へご相談ください)</p>
--	---	---	--	---

※1 利用申請書は「自治振興課」窓口でお渡しするほか、「深谷市ホームページ」からダウンロード可能です。

※2 電話機が不要になった場合はご返却いただきますので、取り扱いにはご注意ください。

【申請にあたっての注意・確認事項】

- 高齢者を対象に詐欺被害防止機能付き電話機を無料で貸し出す事業です。
- 対象は深谷市在住で、65歳以上の高齢者のみの世帯、または、日中において住居に65歳以上の高齢者のみとなるのが常態である世帯です。
- 電気代や通話料金など、一部自己負担があります。
- 後日、アンケート調査にご協力いただきます。
- 申請書に記入いただいた個人情報、本事業の目的以外には使用しません。
- 市が必要と認める場合は、録音データや情報の提供を求めることがあります。

お問い合わせ・お申し込み



TEL: 048-571-1211(代)
E-mail: jiti@city.fukaya.saitama.jp